

# 衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月22日（水）、第5回の委員会が開かれました。

## 1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出第12号）

- ・西村国務大臣、秋野財務副大臣、里見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）田嶋要君（立憲）、阿部知子君（立憲）、階猛君（立憲）、大島敦君（立憲）、足立康史君（維新）、宗清皇一君（自民）、中川宏昌君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 田嶋要君（立憲）

- （1）カーボンプライシング
  - ア 本法律案によるカーボンプライシングについての西村国務大臣の見解
  - イ 排出量取引制度の導入時期の遅れが国際競争力の低下につながる懸念
  - ウ 我が国と中国・韓国との比較
  - エ 化石燃料賦課金の導入スケジュールの前倒し、賦課金水準の変更及び特定事業者負担金の納付対象者の拡大の可能性の有無
- （2）GX推進戦略作成時における外部有識者等の意見聴取を法定化する必要性
- （3）GX経済移行債
  - ア 次世代革新炉に充てる金額の想定
  - イ GX経済移行債による次世代革新炉への投資の有無

### 阿部知子君（立憲）

- （1）ロシアによるウクライナの原子力施設への攻撃が国際法違反であるとの世論をG7広島サミットにおいて醸成する必要性についての西村国務大臣の見解
- （2）原子力発電
  - ア 原子力がクリーンエネルギーに該当するかの確認
  - イ 海外におけるグリーン国債による原子力発電等への投資事例の有無
  - ウ グリーンイノベーション基金による原子力発電への支援の可否
  - エ EUタクソノミーにおける原子力発電の取扱い
  - オ 原子力発電への投資に対してEUタクソノミーと同水準の条件を課す必要性
- （3）GX基本方針及び本法律案に係る国民との対話（パブリックコメントや説明会）が不十分であった懸念
- （4）本法律案におけるGX経済移行債の概要
- （5）第6次エネルギー基本計画における再生可能エネルギー比率目標（36～38%）の早期実現のために取組を加速させる必要性
- （6）大手電力会社によるカルテル及び顧客情報の不正閲覧問題に対する公正取引委員会の審査状況
- （7）再生可能エネルギーの普及促進に資する本法律案の在り方及び大手電力会社によるカルテル等問題への早急な対応の必要性についての西村国務大臣の見解

### 階猛君（立憲）

- （1）GX経済移行債
  - ア 官民GX投資150兆円のうちGX経済移行債を20兆円とする根拠
  - イ GX経済移行債の発行総額が20兆円未満になる可能性

- ウ 政府による電気料金値引き支援終了後の本年 10 月以降に電気料金の国民負担が増加する可能性
  - エ 大手電力会社の電気料金値上げ申請の再算定を行っても本年 10 月以降に電気料金の国民負担が増加する可能性
  - オ GX 経済移行債が本年 10 月以降の電気料金値下げの原資として用いられる可能性
  - カ 企業や家庭における省エネ投資が GX 経済移行債の支援対象となる可能性
  - キ GX 経済移行債の支援対象となる民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業の判断基準と採算性との関係
- (2) GX 経済移行債の償還
- ア 化石燃料賦課金の 2050 年度までの見込み収入総額
  - イ 石油石炭税が減少しても化石燃料賦課金の徴収により負担総額が変わらないため、事業者にとって CO2 削減のインセンティブにならないとの懸念に対する政府の見解
  - ウ 脱炭素の取組が遅れている一部の事業者に負担が集中する制度設計の合理性
  - エ 特定事業者負担金の 2050 年度までの見込み収入総額
  - オ 再エネ賦課金の中長期の推移イメージ図において特定事業者負担金の 2050 年度までの見込み収入総額を表す箇所の確認
  - カ 化石燃料賦課金と特定事業者負担金を組み合わせる形で制度設計した趣旨
  - キ 償還財源が不確実な GX 経済移行債を財政法第 4 条第 1 項の例外として認めることの妥当性

**大島敦君（立憲）**

- (1) EU タクソノミーにおける原子力及び天然ガスの取扱い
- (2) GX 経済移行債
- ア GX 経済移行債発行に係る財務省との交渉経過
  - イ 超長期にわたる研究開発に対する投資の必要性及び GX 経済移行債の投資期間の考え方
  - ウ 水素還元製鉄や核融合炉に係る研究開発が GX 経済移行債の対象となる可能性
  - エ 実証炉、実験炉、商用炉等の研究開発段階に応じた GX 経済移行債による支援の考え方
  - オ 革新軽水炉や小型軽水炉に係る研究開発が GX 経済移行債の対象となる可能性
- (3) 特定事業者負担金の対象者、特定事業者排出枠の設定方法及び排出を超過した場合の対応
- (4) 2030 年度の電源構成
- ア 電源構成達成に向けて今後火力発電の割合が低下する中、電力会社の従業員への影響や電力の安定供給についての経済産業大臣の見解
  - イ 電源構成達成に向けた火力発電の削減の在り方
- (5) 中堅・中小企業の GX 推進に向けた支援強化の必要性

**足立康史君（維新）**

- (1) 本法律案による有償オークションの導入
- ア 導入によって外部不経済を十分に内部化できない場合、補助金や減税を行う可能性
  - イ 同制度に係る財源を再エネ賦課金の減少分の範囲内としていることの妥当性
  - ウ 本法律案の附則に基づき、2033 年の同制度開始前に同制度の導入時期、規模及び対象を見直す可能性
  - エ 同制度の開始時期を 2033 年度にピン留めしていることの妥当性
- (2) カーボンプライシングの導入による外部経済の内部化の一義的責任が電力会社にあることの確認

**宗清皇一君（自民）**

- (1) GX社会の全体像及び今後のスケジュール
- (2) グリーンイノベーション基金に対する現時点での評価、同基金と本法律案との関係及び同基金とGX経済移行債との関係
- (3) GX経済移行債 20兆円の使途
- (4) 2050年度を期限としているGX経済移行債の償還方法
- (5) カーボンプライシングの導入によって今後想定される価格転嫁の在り方及び価格転嫁に伴う企業や国民の負担の在り方
- (6) 特定事業者負担金の対象となる発電事業者、特定事業者排出枠の設定方法及び排出枠を超過した場合の対応
- (7) GX推進機構
  - ア 政府及び政府以外からの同機構への出資額
  - イ 同機構の理事長に求められる専門性及びマネジメント能力
  - ウ 同機構全体の職員体制の在り方
- (8) 2050年カーボンニュートラルの達成に必要な更なる支援及び取組
- (9) 我が国の蓄電池産業
  - ア 世界シェアが低下している要因についての経済産業省の分析及び今後の支援策
  - イ 家庭用蓄電池の普及拡大策
- (10) 我が国がGX分野で世界をリードできる国としていく必要性

**中川宏昌君（公明）**

- (1) GX社会実現に向けた政府支援の在り方
- (2) 成長志向型カーボンプライシングの意義
- (3) 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の二重賦課の調整方法
- (4) 化石燃料賦課金の導入による価格転嫁の在り方並びに関連産業及び国民生活への影響
- (5) 特定事業者負担金の対象を発電事業者に限定する理由
- (6) 排出量取引制度における排出枠の設定に係る基準及び排出枠を超過した場合の対応
- (7) GX推進機構の運営の在り方